

重要事項説明書（居宅介護支援）

令和7年4月1日改訂

1 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター「みつぎ」
所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業者指定番号	3474100066（広島県指定）
管理者・連絡先	大 成 京 子 連絡先：0848-76-2821
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町、世羅郡世羅町大字宇津戸

2 事業主体の概要

事業主体	尾 道 市（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表）
当地域の概要	当地域は、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、保健・医療サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
当地域の介護保険サービス等	居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 訪問介護 訪問看護ステーション 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 等

3 事業所の職員体制等

職種	業務内容	員数
管理者	指導・管理	1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援・指導（管理者再掲）	2名
介護支援専門員	居宅介護支援	11名
事務職員	介護給付管理関連業務、事業所との連絡調整、書類発送等業務等	3名

4 営業時間

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝日・12月29日～1月3日は除く）
なお、緊急連絡体制をとっており、急な相談には24時間対応しています。

◎通常の連絡先	
ケアプランセンター「みつぎ」	0848-76-2821（代表）
◎緊急時連絡先	
尾道市北部地域包括支援センター	0848-76-2495

5 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援サービスの利用料は、法定代理受領により、当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合は利用者の自己負担はありません。
詳細については別紙①を参照してください。
- (2) 介護保険料の滞納があると、1月につき要介護度に応じて当事業所にお支払いいただく場合がありますので、ご注意ください。この場合にも、当事業所の発行するサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、払い戻しを受けられます。
- (3) 通常の事業実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費などについては、別紙①を参照してください。

6 居宅サービス計画の作成・変更等について

- (1) 利用者がこの居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供を、キャンセル、又は中断する場合は、事前に前記の介護支援専門員（以下「担当者」という）までご連絡ください。
- (2) 利用者は、5日間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。（約款第7条）
- (3) 担当者は、介護保険被保険者証等に記載された内容等を確認します。利用者の住所等に変更があった場合には速やかに担当者までお知らせください。
- (4) 担当者は、利用者の状況把握のため利用者の居宅に1月に1回以上訪問します。
- (5) 利用者は、居宅サービス計画の作成にあたって、担当者に対して、複数の指定介護サービス事業所等の紹介を求めることができます。
- (6) 利用者は、居宅サービス計画について、担当者に対して、位置付けた指定介護サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。更に担当者が利用者又は、その家族等に理解が得られるよう口頭で説明を行います。
- (7) 居宅サービス計画の変更、事業所との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかにご連絡ください。

7 秘密の保持・個人情報の使用について

秘密保持に関しては、居宅介護支援に係る居宅介護支援利用約款第10条(秘密保持)により対応します。なお、利用者が病院等に入院する等の必要が生じた場合には、利用者・家族等は担当者の氏名及び連絡先を当該病院等にお伝えください。

当事業所では、利用者に安心して保健・医療・介護・福祉サービスを受けていただくために安全なサービスを提供するとともに、利用者の個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでいきます。

8 当事業所の運営方針等

- (1) 当事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送られるように適切な指定居宅介護支援を提供します。
- (2) 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行います。
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めます。
- (4) 必要に応じて多様な事業体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成に努めます。
- (5) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行います。
- (6) 当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

9 当事業所の居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙②のとおりに説明します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知させます。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備します。
- (3) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為の定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置します。

12 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置について

事業所は、感染症が発生した際の予防、まん延防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防・まん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防・まん延防止の為の指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防・まん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地 広島県尾道市御調町市１０７番地１ 電話番号 ０８４８－７６－２４９５ F A X 番号 ０８４８－７７－００３３ 責任者 所長 内 海 香 恵 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
-----------------	---

○次の公的機関においても、要介護認定に係る問い合わせ・苦情申出等の相談ができます。

利用者お住まいの市町介護保険担当課	尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地 広島県尾道市御調町市１０７番地１ 電話番号 ０８４８－７６－２２３５ F A X 番号 ０８４８－７７－００３３ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
	尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 広島県尾道市久保１丁目１５番１号 電話番号 ０８４８－３８－９４４０ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
	三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 広島県三原市港町３丁目５番１号 電話番号 ０８４８－６７－６２４０ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
	府中市健康福祉部医療介護保険課 介護保険係	所在地 広島県府中市府川町３１５番地 電話番号 ０８４７－４０－０２２２ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
	世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地 広島県世羅郡世羅町本郷９４７番地 電話番号 ０８４７－２５－００７２ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
	その他の市町の場合も、その市町の介護保険担当課に相談することができます。	
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)		所在地 広島市中区東白島町１９番４９号 電話番号 ０８２－５５４－０７８３ F A X 番号 ０８２－５１１－９１２６ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般		所在地 広島市南区比治山本町１２番地２ 電話番号 ０８２－２５４－３４１９ F A X 番号 ０８２－５６９－６１６１ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５

○また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町２６－１２ 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 ０８４８－２５－２０１１（代表） F A X 番号 ０８４８－２５－２４６１ 対応時間 月～金曜日 ８：３０～１７：１５
------------	--

別紙①

居宅介護支援の利用料その他の費用について

居宅介護支援の基本費用		(単位：円)
居宅介護支援費(Ⅰ)(i)	要介護 1、2	10,860 円
	要介護 3、4、5	14,110 円
加算に係る費用		(単位：円)
加算の種類	加算額	加算の内容・回数等
初回加算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210 円	人員配置や研修の実施、困難な事例への対応等、実施・提供しているサービスの質が高いと認められる等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
通院時情報連携加算	500 円	利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供・相談を行い、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた場合(一月につき)
入院時情報連携加算 Ⅰ	2,500 円	入院に際してⅠ：入院した日の内にⅡ：入院した日の翌日又は翌々日以内に病院等の職員に必要な情報提供を実施した場合
入院時情報連携加算 Ⅱ	2,000 円	
退院・退所時加算 (Ⅰ)イ	4,500 円	病院、介護保険施設等からの退院・退所にあたって、居宅サービス計画書を作成しサービス調整を行った場合： (Ⅰ)イ職員から必要な事柄の情報収集・1回 (Ⅰ)ロ情報収集とカンファレンスを伴う場合 (Ⅱ)イ職員から必要な事柄の情報収集・2回 (Ⅱ)ロ情報収集2回とカンファレンスを伴う場合 (Ⅲ) 情報収集3回とカンファレンスを伴う場合 (※担当医等が参加している)
退院・退所時加算 (Ⅰ)ロ	6,000 円	
退院・退所時加算 (Ⅱ)イ	6,000 円	
退院・退所時加算 (Ⅱ)ロ	7,500 円	
退院・退所時加算 (Ⅲ)	9,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	医療機関からの求めにより、医師又は看護師等と居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合 サービス等の利用調整を行った場合(一月に2回)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、24時間連絡体制等整備し、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、その心身の状況等を記録、主治医や居宅サービス事業者に提供した場合

その他費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、利用者の同意を得て、交通費の実費を請求することがあります。通常の事業の実施地域を超えた地点から計算します。この場合、1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。
-----	--